

副

第 21 回黒潮町議会 12 月定例会会議録

平成 29 年 12 月 7 日 開会

平成 29 年 12 月 15 日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 12 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
12 月 7 日	木	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明・質疑・ 委員会付託・委員会
12 月 8 日	金	休 会	委員会
12 月 9 日	土	休 会	休 会
12 月 10 日	日	休 会	休 会
12 月 11 日	月	休 会	委員会
12 月 12 日	火	本会議	一般質問
12 月 13 日	水	本会議	一般質問
12 月 14 日	木	本会議	一般質問
12 月 15 日	金	本会議	一般質問・委員長報告・ 委員長報告に対する質疑、討論、採決・閉会

黒潮町告示第94号

平成29年12月第21回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年11月30日

黒潮町長 大西 勝也

記

- | | | |
|-----|---|-----------------|
| 1 期 | 日 | 平成29年12月7日 |
| 2 場 | 所 | 黒潮町本庁舎 3階 議会議事堂 |

平成29年12月7日(木曜日)

(会議第1日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	矢野昭三	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	山崎正男		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
町参事	北岸英敏	総務課長	宮川茂俊
情報防災課長	徳廣誠司	税務課長	尾崎憲二
住民課長	藤本浩之	健康福祉課長	川村一秋
農業振興課長	宮地丈夫	まちづくり課長	金子伸
産業推進室長	門田政史	地域住民課長	矢野雅彦
海洋森林課長	今西文明	建設課長	森田貞男
会計管理者	小橋智恵美	教育長	坂本勝
教育次長	畦地和也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

3番 藤本岩義

4番 矢野昭三

議事日程第1号

平成29年12月7日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第48号から議案第57号まで

(提案理由の説明・質疑・委員会付託)

● 町長から提出された議案

- 議案第 48 号 黒潮町公告式条例の一部を改正する条例について
議案第 49 号 黒潮町税条例の一部を改正する条例について
議案第 50 号 黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について
議案第 51 号 黒潮町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 52 号 黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 53 号 平成 29 年度黒潮町一般会計補正予算について
議案第 54 号 平成 29 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
議案第 55 号 平成 29 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について
議案第 56 号 平成 28 年度黒潮町立新佐賀保育所（仮称）新築工事（建築主体）の請負契約の変更契約の締結について
議案第 57 号 高知市及び黒潮町におけるれんげいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結について

● 委員会に付託した陳情・要請・請願

- 陳情第 31 号 『「協同労働の協同組合法」（仮称）早期制定を求める意見書』採択のお願いについて
陳情第 34 号 子どものための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育の実現を求める意見書の提出を求める陳情書について

議 事 の 経 過

平成 29 年 12 月 7 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（山崎正男君）

おはようございます。

ただ今から、平成 29 年 12 月第 21 回黒潮町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初めに、報告第 17 号から第 20 号までが町長から、報告第 21 号から第 23 号までが監査委員から提出されました。

議席に配付しておりますので、ご確認願います。

次に、本日までに受理しました陳情書は、議席に配付しております文書表のとおりです。陳情第 34 号を総務教育常任委員会に付託します。

次に、議長の行動報告書につきましては議席に、また、町長の行動報告書につきましては全員協議会で配付しておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

本日は、平成 29 年 12 月第 21 回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、全員のご出席を賜りましてありがとうございます。

9 月議会定例会以降の主なものにつきまして、行政報告をさせていただきます。

まず、新庁舎の開庁について報告させていただきます。

黒潮町新庁舎建設工事におきましては、飛島・山本特定建設工事共同企業体と昨年 8 月 26 日に契約を行い、台風の影響等もあり厳しい工期の中ではございましたが、このたび完成の運びとなり、工期であります 11 月 30 日に引き渡しを受けたところでございます。

今後は、内部の備品、機器類の搬入を行い、来年 1 月 9 日に新庁舎の開庁となります。

なお、供用日時点では、来庁者用駐車場は完成を致しますが、職員駐車場の舗装等の外講工事は引き続き行うこととしており、全体的な工事完成はもうしばらく期間をいただくこととなります。

また、旧庁舎につきましては、取り壊し工事の仮契約をしており、本議会中にご承認をいただければ、契約後、施工打ち合わせを行い、1 月 15 日から解体工事に着手する予定でございます。

次に、高知県消防操法大会について報告させていただきます。

去る 10 月 8 日に高知県消防学校で平成 29 年度高知県消防操法大会が開催され、小型ポンプの部で黒潮町消防団鞭分団が、18 チームの参加の中、6 位という見事な成績で敢闘賞を頂きました。

鞭分団につきましては、本年 6 月から黒潮消防署の指導、また、8 月からは他分団のサポートにより、週 2

回の訓練を行ってまいりました。

特に黒潮消防署の皆さまには、指導していただく職員の派遣や練習場所の提供等、多大なご協力をいただきました。この場をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。

この訓練が、選手となられた5人はもちろんのこと、鞭分団をはじめ町内消防団の結束を強め、黒潮町の消防力向上につながったものと感じております。

町と致しましても、この結果に満足することなく、黒潮町消防団の消防、防災力の強化に引き続き努めてまいります。

次に、第3回地区防災計画シンポジウムおよび夜間津波避難・避難所開設訓練について報告させていただきます。

黒潮町では10月28日に、第3回地区防災計画シンポジウムを開催させていただきました。

大方高校体育館を会場に、黒潮町自主防災会が主催して開催された第3回地区防災計画シンポジウムは、約240人の参加者で、自主防災会からは王迎地区、会所地区、学校からは佐賀小学校、そして、東日本大震災の被災地、宮城県南三陸町から旭ヶ丘行政区の活動が報告されました。

午後7時から予定をしておりました夜間津波避難・避難所開設訓練につきましては、雨天により避難場所への移動時における事故等が懸念されたことから中止となりましたが、緊急地震速報によるシェイクアウト訓練についてはそれぞれのご家庭で実施をいただきました。

今後は、雨天時の訓練につきましても安全確保等内容を検討し、より充実したものとなるよう取り組んでまいりたいと思います。

以上、報告させていただきます。

議長（山崎正男君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番、藤本岩義君、4番、矢野昭三君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの9日間にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から12月15日までの9日間に決定しました。

日程第3、議案第48号、黒潮町公告式条例の一部を改正する条例についてから、議案第57号、高知市及び黒潮町におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、平成29年12月第21回黒潮町議会定例会へ提案させていただきます議案について説明させていただきます。

今議会に提案させていただきます議案は、条例の一部改正が5件、補正予算が3件、工事の請負契約の変更

契約の締結が1件、地域の連携協定の締結が1件の、合計10議案となっております。

まず、議案第48号、黒潮町公告式条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、新庁舎の開庁を平成30年1月9日に予定していることから、掲示場の位置を新庁舎の地番に改めるものでございます。

次に、議案第49号、黒潮町税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律等が平成29年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、個人町民税の控除対象配偶者の定義変更や軽自動車税の規定整備について、黒潮町税条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第50号、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、国の補助事業であります農地耕作条件改善事業を新たに追加し、農業生産基盤であります農業用水路や農道等の施設整備の充実を図るため、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第51号、黒潮町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、土地改良法等の一部を改正する法律が改正されたことに伴い、適用条項に条ずれが生じたため、条項の改正を行うものでございます。

次に、議案第52号、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、上位法であります公営住宅法の改正により、認知症患者等である公営住宅入居者の収入申告義務が緩和されたため、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第53号、平成29年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ7,567万9,000円を追加し、歳入歳出総額を114億2,248万9,000円とするものでございます。

補正予算の概要と致しましては、新庁舎への移転に関する経費や、あったかふれあいセンター施設への補助、認知症高齢者グループホームへの補助、在宅子育て応援事業補助、カツオの選別機の整備補助、木造住宅耐震改修工事費補助金などの追加補正となっております。

まず、2款総務費では、臨時職員の増による社会保険料などの臨時職員負担金の追加650万円や、新庁舎への移転による新庁舎と旧庁舎間のシャトルバスの運転手賃金40万8,000円などを計上致しております。

3款民生費では、あったかふれあいセンター施設整備に500万円。認知症高齢者グループホームに1,000万円。在宅子育て応援事業補助金400万円を追加計上させていただきました。

6款農林水産業費では、カツオの選別機の買い替えに対する補助金750万円などを計上。

9款消防費では、木造住宅耐震改修設計費と工事費の補助金1,600万円を追加計上させていただいております。

10款教育費では、教員の負担軽減および学校事務員のスキルアップを目的に、共同事務支援室の設置をする経費を計上致しております。

これらの歳出に対応するための歳入は、国、県支出金および町債などの特定財源を充当し、基金繰入金で収支の調整を致しております。

次に、議案第54号、平成29年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

す。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 269 万 6,000 円を追加し、歳入歳出総額を 24 億 2,710 万 6,000 円とするものでございます。

補正予算の概要と致しましては、介護保険納付金の額が確定したことにより追加補正を行うものでございます。

次に、議案第 55 号、平成 29 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ 1,024 万円を減額し、歳入歳出総額を 17 億 8,843 万 1,000 円とするものでございます。

補正予算の概要と致しましては、認知症高齢者グループホームへの介護基盤緊急整備事業費補助金の減額によるものでございます。

次に、議案第 56 号、平成 28 年度黒潮町立新佐賀保育所（仮称）新築工事（建築主体）の請負契約の変更契約の締結について説明させていただきます。

本工事につきましては、平成 29 年 5 月第 17 回黒潮町議会臨時会におきまして議決をいただきました、議案第 5 号、平成 28 年度黒潮町立新佐賀保育所（仮称）新築工事（建築主体）の請負契約の締結についての契約内容を変更したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、平成 28 年度黒潮町立新佐賀保育所（仮称）新築工事（建築主体）で、契約の方法は指名競争入札。

変更した内容は、請負金額の増額分は 826 万 3,080 円、変更前の金額は 2 億 1,076 万 2,000 円、契約後の金額は 2 億 1,902 万 5,080 円となっております。

契約の相手方は、高知県幡多郡黒潮町伊与喜 43 番地 5、株式会社土居建設代表取締役、土居三平でございます。

変更理由と致しましては、乳児安全柵、遊具の追加による増額、および園庭舗装の変更による減額によるものでございます。

最後に、議案第 57 号、高知市及び黒潮町におけるれんげいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結について説明させていただきます。

この連携協約の締結につきましては、高知市が連携中枢都市となり高知県の全市町村を圏域として連携することとし、連携協約の締結に関する議案をそれぞれの市町村において提案し、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございますが、最終日に、国の人事院勧告に基づく職員の給与に関する条例の改正 2 議案と、それに関連する一般会計と特別会計の補正予算 7 議案、および、旧庁舎の取り壊し工事の請負契約の締結 1 件の、合計 10 議案を追加させていただき予定となっておりますので、併せてよろしくお願いたします。

説明は以上ですが、この後、副町長ならびに担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

おはようございます。

それでは、議案第 48 号、黒潮町公告式条例の一部を改正する条例について、補足説明を行います。議案書は 2 ページに、条例案は 3 ページにあります。また、新旧対照表につきましては参考資料の 1 ページにありますので、ご参照をいただきたいと思います。

今回の条例改正の理由は、新庁舎への移転を平成 30 年 1 月 9 日に予定しておりますことから、別表に掲載しております黒潮町庁舎前掲示場の位置を、新庁舎の地番である高知県幡多郡黒潮町入野 5893 番地に改めるものとなります。

以上で、誠に簡単ではありますが、議案第 48 号の補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

税務課長。

税務課長（尾崎憲二君）

おはようございます。

それでは、議案第 49 号の黒潮町税条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は 4 ページからになります。

改正理由は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、ならびに地方税法施行令の一部を改正する政令、および地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成 29 年 3 月 31 日から公布され 4 月 1 日から施行されていることから、黒潮町税条例の一部を改正するものです。

それでは、条例について参考資料の新旧対照表でご説明を致します。

参考資料の 2 ページをご覧ください。

附則第 5 条第 1 項の改正は、個人住民税の控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定を整備し、施行期日を平成 31 年 1 月 1 日からとするものです。

3 ページの附則第 6 条の改正は、附則第 16 条の改正に伴う所要の規定を整備し、施行期日を平成 31 年 10 月 1 日からとするものです。

以上で、議案第 49 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山崎正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは、議案第 50 号、議案第 51 号の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 50 号、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書の方は 7 ページ、8 ページ。また、参考資料は 6 ページをお開きください。

今回の条例改正につきましては、国の補助事業の農地耕作条件改善事業を新たに追加して、農業生産基盤である農業用水路や農道等の施設整備の充実を図るため、一部改正を行うものです。

受益者は地域内の農業者団体等を対象範囲としており、また、分担率は類似の事業分担率と同様とし、事業費の 10 パーセントとしております。

以上で、議案第 50 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 51 号、黒潮町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書の方は 9 ページ、10 ページ。また、参考資料は 7 ページをお開きください。

今回の条例改正につきましては、土地改良法の一部を改正する法律が改正されたことに伴い適用条項に条ずれが生じたため、一部改正を行うものです。

第 2 条は賦課の基準等の決定を規定しており、第 4 項中にある法第 113 条の 2 第 2 項が土地改良法等の一部改正により法第 113 条の 3 第 3 項へ繰り下げられましたので、今回一部改正を行うものです。

以上で、議案第 51 号の補足説明を終わります。議案第 50 号とともに、ご審議をよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

おはようございます。

それでは、議案第 52 号、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書 11 ページ、条例案は 12 ページでございます。また、新旧対照表につきましては参考資料の 8 ページから 10 ページになりますので、ご参照をお願いします。

今回の条例の一部改正につきましては、公営住宅法の改正により、認知症患者等である公営住宅入居者の収入申告義務が緩和されるものでございます。

参考資料 8 ページからの新旧対照表に基づき説明をさせていただきます。

第 13 条第 1 項の改正は、収入申告義務を緩和することに伴う改正でございます。第 14 条第 1 項ただし書きに規定する場合を除く、をカッコ書きで加えるものです。

第 14 条第 1 項の改正は、ただし書きとして入居者が公営住宅法施行規則第 8 条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第 36 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると町長が認めるときは、この限りでない、を加えるものでございます。

これは、入居者に対して収入申告を義務付けておりますので、規定する要件を満たす認知症患者等については申告を要さない旨のただし書きを加えるということでございます。

同条第 2 項の改正は、ただし書きに規定する場合にあっては、公営住宅法施行規則第 9 条に規定する方法を加えるもので、これは、収入申告義務を課さない場合の収入額認定の手続規定を整備する改正でございます。

9 ページの第 28 条、入居の承継として、公営住宅法施行規則第 12 条を加えるものです。この施行規則第 12 条は、承認してはいけない条件であり、同居期間が 1 年に満たない、収入が規定する金額を超える場合などでございます。

第 31 条の改正は、収入申告義務を緩和することに伴う改正でございます。これは政令第 8 条第 2 項を読み替えるカッコ書きを加えるものです。

第 39 条、および 10 ページ第 40 条の改正は、政令の条ずれに伴う改正でございます。

最後に、第 51 条の改正は、本項で準用する第 14 条について改正が行われることに伴う整備を行う改正でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

おはようございます。

それでは私の方から、議案第 53 号、平成 29 年度黒潮町一般会計補正予算につきまして補足説明を致します。

まず、1 ページをお開きください。

一般会計補正予算第 3 号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ 7,567 万 9,000 円を追加し、総額をそれぞれ 114 億 2,248 万 9,000 円とするものでございます。

また、第 2 条で繰越明許費の追加を行い、第 3 条で地方債の変更を行っております。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書からご説明を致します。

17 ページをお開きください。

主立った事業につきましてご説明を致します。

まず、2 款総務費、1 項 2 目人事管理費、4 節共済費 650 万円の追加につきましては、臨時職員の増によります社会保険料などの臨時職員負担金の追加となっております。

3 目財産管理費、13 節委託料の庁舎等清掃委託 102 万円の追加につきましては、1 月 9 日より新庁舎に移転となります。現在の庁舎よりかなり広い面積となりますので、その追加分となっております。

15 節工事請負費の出口集会所高台移転水道管新設工事 223 万円の追加につきましては、集会所建設予定地までの県道工事に合わせまして水道管の敷設を行うものでございます。

6 目企画費、7 節賃金、市街地交通バス運転手 40 万 8,000 円の追加につきましては、新庁舎と旧庁舎間のシャトルバスの運転手の経費を計上しているところでございます。

15 節工事請負費の集落活動センター整備工事 250 万 6,000 円の追加につきましては、集落活動センターかきせにおきまして、洗濯場の設置工事等の追加によるものでございます。

18 ページになります。

3 款民生費、1 項 1 目、社会福祉総務費の 19 節負担金補助及び交付金のあつたかふれあいセンター施設整備等事業費補助金 500 万円の追加につきましては、現在、入野地区に建て替え中のあつたかふれあいセンターに、冷凍冷蔵庫や作業台の整備をするものでございます。

2 項 1 目老人福祉総務費、19 節負担金補助及び交付金の介護基盤緊急整備事業費補助金 1,000 万の追加につきましては、介護保険特別会計の当初予算におきましても、認知症高齢者グループホームへの補助金 4,782 万 9,000 円を計上しているところでございますが、県の補助要綱には、津波対策としての集団移転事業に該当すれば補助金への加算がある制度となっております。しかしながら、町としてのその計画を実施していないのが実情でございまして、加算対象とはなりません。

これまでも、津波浸水区域内の要配慮者施設への対策につきましては、地区防災計画の中でも検討をしております。要配慮者が避難を必要としない一番確実な対策としましては、施設の高台等への移転であります。その促進を図るため、この事業の制度の中で町としての上乗せ補助を追加するものでございます。

3 項 1 目、児童福祉総務費、19 節負担金補助及び交付金の在宅子育て応援事業補助金 400 万円の追加につきましては、当初、第 1 子、2 子は、2 万円で 36 人。第 3 子は 3 万円で 15 人の、1,500 万円を見込んでいたところでございます。現在、第 1 子、2 子、54 人で 18 人増。第 3 子 21 人で、6 人増の申請があるところでございます。不足が見込まれるため追加をするものでございます。

19 ページになります。

6 款農林水産業の 3 項 2 目水産業振興費、19 節負担金補助及び交付金の漁業生産基盤維持向上事業費補助金 750 万円の追加につきましては、カツオの選別機の買い替えを行うもので、事業費約 1,300 万円に対しまして、補助対象経費 1,000 万円の 2 分の 1 である 500 万円の県の補助を受けまして、町としては、その 4 分の 1 の 250 万円を上乗せして補助をするものでございます。

20 ページになります。

同じく、水産振興費の遊漁船業等振興事業費補助金 231 万 3,000 円の追加につきましては、ホエールウォッチング事業に係るライフジャケットなどの安全設備に対する補助を行うものでございます。

3 目漁港漁場整備事業 40 万 7,000 円の追加につきましては、9 節旅費から 18 節備品購入費まで、藻ジャコ養殖における病原体調査に係る経費を計上しているところでございます。

8 款土木費、2 項 1 目道路橋梁維持費、11 節需用費の修繕料 200 万円の追加につきましては、台風や豪雨な

どにより町道の維持管理費に不足が生じたので、追加計上をするものでございます。

21 ページ。

9 款消防費、1 項 4 目防災費の 19 節負担金補助及び交付金、木造住宅耐震改修工事費補助金 550 万円の追加につきましては、一件当たり 110 万円を限度に、5 戸分を計上しているところでございます。

木造住宅耐震改修設計費補助金 900 万円の追加につきましては、一件当たり 30 万円、30 戸分を計上しております。

ブロック塀対策費補助金 150 万円の追加につきましては、一件当たり 30 万円、5 件分を計上しております。

10 款教育費、1 項 2 目事務局費、15 節工事請負費 116 万 2,000 円と、18 節備品購入費 20 万 3,000 円の追加につきましては、来年度から実施する予定の、教員の負担軽減および学校事務員のスキルアップを目的とした共同事務支援室の設置をするための経費、エアコン等の設置費などを計上しているところでございます。

11 款災害復旧費は、22 ページに移りまして、2 項 1 目公共土木施設現年発生災害復旧費、15 節工事請負費の公共災害復旧事業工事 1,200 万円の追加につきましては、補助対象である河川災害 6 件と崩土撤去等の単独災害の追加によるものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

14 ページの歳入の事項別明細書へお戻りをください。

歳入につきましても、主なものにつきまして説明をさせていただきます。

14 款国庫支出金、15 款県支出金の説明欄に記載があります補助金につきましては、歳出のそれぞれの事業に対する補助金などを見込んでいるところでございます。

15 ページ。

18 款繰入金金の財政調整基金繰入金 1,120 万 2,000 円の増額は、収支の調整を行うものでございます。

次に、21 款町債は、説明欄の記載のとおり 2,010 万円の増額をするものでございます。

次に、9 ページに戻りまして、第 2 表繰越明許費をご覧ください。

今回、新たに追加する事業となっております。

まず、2 款総務費の地区集会所耐震事業 455 万円につきましては、蜷川生活改善センターの耐震診断業務委託を繰り越すものでございます。

また、庁舎建設事業 1 億 2,401 万 8,000 円につきましては、庁舎建設に関する舗装等の付帯工事、および外構工事を繰り越すものでございます。

3 款民生費の老人憩の家耐震事業 351 万 5,000 円につきましては、錦野老人憩の家耐震診断業務委託を繰り越すものでございます。

8 款土木費の道路新設改良事業 1 億 930 万円の追加につきましては、社会資本整備総合交付金事業の湊川線などの工事を繰り越すものでございます。

また、都市防災総合推進事業 1 億 1,459 万 2,000 円につきましては、防災広場と町道黒潮庁舎線、および明神地区の避難道整備事業の工事請負費を繰り越すものでございます。

9 款消防費の緊急防災・減災事業 1 億 8,628 万 6,000 円は、津波避難道整備事業や防災拠点、そして、木造住宅耐震事業と改修工事補助などを繰り越すものでございます。

次に、10 ページ、第 3 表地方債補正をご覧ください。

この地方債の補正は、それぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整し、補正前の限度額 11 億 7,752 万 5,000 円を、補正後は 11 億 9,762 万 5,000 円とするもので、その他、起債の方法、利率に変更はございません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの 15 ページの 21 款町債の計と同額となるものでございます。

以上で、議案第 53 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは、議案第 54 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は 14 ページ、予算書は黄色の表紙の予算書でございます。

1 ページをお開きください。

この補正予算は、総額に歳入歳出それぞれ 269 万 6,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 24 億 2,710 万 6,000 円とするものです。

補正の内容は、平成 29 年度国民健康保険介護保険納付金の額が確定したことによる不足分の追加となっております。

それでは、詳細につきまして、歳入歳出事項別明細書で説明を致します。

まず、歳出から説明を致します。9 ページをお開きください。

6 款 1 項 1 目、介護納付金の 19 節負担金補助及び交付金の介護保険納付金 269 万 6,000 円は、平成 29 年度当初予算において概算で 7,500 万円を計上しておりましたが、介護保険納付金額が 7,769 万 6,000 円で確定したことによりまして、その不足分 269 万 6,000 円を計上致しました。

次に、歳入について説明を致します。お戻りいただき 8 ページをご覧ください。

3 款 2 項 1 目、財政調整交付金を介護保険納付金の不足分に充てる財源と致しまして、同額の 269 万 6,000 円を追加しております。

以上で、議案第 54 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

おはようございます。

それでは、議案第 55 号の平成 29 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。オレンジ色の表紙の予算書に基づき説明を致します。

1 ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算から歳入歳出それぞれ 1,024 万円を減額し、総額をそれぞれ 17 億 8,843 万 1,000 円とするものです。

補正の主な理由は、介護基盤緊急整備事業費補助金の減額によるものとなっております。

詳細につきまして、まず、歳出から説明させていただきます。

9 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款総務費の 1 項 1 目、一般管理費の 19 節負担金補助及び交付金につきましては、認知症高齢者グループホーム優夏の移転に伴う介護基盤緊急整備等事業費補助金の加算要件に該当しないことが判明したことにより加算額 1,024 万円を減額し、基礎単価額の 3,200 万円の補助とするものです。

続きまして、歳入の説明を致します。

予算書の 8 ページにお戻りください。

5 款県支出金、2 項県補助金、3 目介護施設整備事業費補助金の 1,024 万円の減額につきましては、高知県介護基盤整備等事業費補助金の加算額、当初交付される見込みでしたが、加算要件に該当しないことが判明した

ことにより減額補正するものです。

以上で、議案第 55 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは、議案第 56 号、平成 28 年度黒潮町立新佐賀保育所（仮称）新築工事（建築主体）の請負契約の変更契約の締結について、補足説明をさせていただきます。議案書は 16 ページ、参考資料は 11 ページ、12 ページになります。

この変更契約につきましては、平成 29 年 5 月第 17 回黒潮町議会臨時会におきまして議決をいただきました、議案第 5 号、平成 28 年度黒潮町立新佐賀保育所（仮称）新築工事（建築主体）の請負契約の締結について、請負前の請負契約金額 2 億 1,076 万 2,000 円から請負金額を 826 万 3,080 円増額し、変更後の請負金額を 2 億 1,902 万 5,080 円とするものです。

参考資料 12 ページをお開きください。

主な変更理由と致しましては、乳児安全柵や遊具の追加により、請負更正前、税抜額で 1,214 万 9,500 円の増額。園庭舗装の変更等による減額が同じく 364 万 9,500 円となり、差し引き、請負更正後、税も含めた 826 万 3,080 円を増額するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは、議案第 57 号、高知市及び黒潮町におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結について、補足説明をさせていただきます。

今回、提案させていただきます高知市及び黒潮町におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結につきましては、高知市が連携中枢都市となり、高知県内の全市町村を圏域として連携することとしてこれまで協議等を行ってきておりましたが、このたび協議が整いましたので、連携協約の締結に関する議案を提案し、議会の議決を求めるものとなります。

それでは、議案書を基に説明をさせていただきますので、議案書 17 ページをご覧ください。

まず、連携の目的を記載しております第 1 条には、圏域全体の経済成長をけん引し、圏域の住民全体の暮らしを支えていく取組を、高知市及び黒潮町が役割分担を明確にした上で相互に連携して実施することにより、人口減少・少子高齢化社会であっても、活力のある地域経済を維持し、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成することを目的として規定しております。

また、第 3 条の、連携する取組及び役割分担の規定に基づき、18 ページ中段からの別表により、連携する取り組み及び役割分担について、連携する取り組みの分野や取り組み内容、および、それぞれの役割が記載されております。

この連携する取り組みとしましては、大分類として、1、圏域全体の経済成長のけん引から、19 ページの 2、高次の都市機能の集積・強化、20 ページからの 3、圏域全体の生活関連機能サービスの向上まで挙げられており、それぞれ連携する取り組みの分野が定められております。

この連携協約につきましては、協約を締結する全市町村が同一の別表となっておりますため、分野数の合計で 12 分野ほど挙げられておりますが、黒潮町が実際に連携して参画する事業につきましては、この中から事業

内容などにより判断を行い、参画するか否か決定できることとなっております。

このため、今後、事業内容の詳細等を確認しながら、連携する取り組みとして参画するか検討を行うこととなります。

また、連携協約の締結につきましては、本町と同様の連携協約を、県内全市町村が連携中枢都市である高知市と一対一で連携協約を締結し、広域都市圏を形成するものとなります。

つきましては、この連携協約の締結につきまして、地方自治法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

以上で、議案第57号の補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議案第48号、黒潮町公告式条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第48号の質疑を終わります。

次に、議案第49号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第49号の質疑を終わります。

次に、議案第50号、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第50号の質疑を終わります。

次に、議案第51号、黒潮町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第51号の質疑を終わります。

次に、議案第52号、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第52号の質疑を終わります。

次の、議案第53号、平成29年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑は分割して行います。

初めに、歳入の全部の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

初めに、歳出のうち、2 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、2 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、3 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、3 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、4 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、4 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、6 款の質疑はありませんか。

小永君。

7 番 (小永正裕君)

20 ページの一番上ですね、遊漁船用のライフジャケットですか。

補助金が出てますけど、これは何着分でしょうか。

議長 (山崎正男君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (今西文明君)

それでは、ただ今の質問にお答えします。

ライフジャケットにつきまして、個別で申し上げたいと思います。

子どもと大人のライフジャケット等で国交省認定のものとか、それから手動ライフジャケットとかございまして、53 個のライフジャケットを購入するようになっております。

以上でございます。

議長 (山崎正男君)

ほかに質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、6 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、8 款の質疑はありませんか。

森君。

10 番 (森 治史君)

土木費の中で、わずかな金額でございますけど、都市計画費の方で 19 節、52 万ですが。

これの、老朽化の住宅の除去の事業補助金となっておりますけど、何件に対しての補助金。何件ぐらいを予定しているのでしょうか。1 件なのか。件数をできれば、52 万ですのでそんなに大きな件数はないと思いますんですけど。

それと、どういう状態のために補助が出るのかということと、2 つお願い致します。

議長 (山崎正男君)

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

質問にお答え致します。

この補正につきましては、老朽住宅の除去事業に対する補正でございまして、今年度 17 件の申し込みがございました。

そのうち 6 家屋、6 件の補助を、老朽住宅の除去の申請に対して決定をするようにしております。

もう 1 件、100 万円の補助申請が出ている 7 件目の住宅の除去事業につきまして、残りの 52 万円を今回補正をさせていただき、合計 7 件分の除去事業費とするものでございます。

実際どういう状況かというご質問でございますけれども、17 件申請がございまして、その住宅を担当職員の方で外観の所を見に行くようになります。それによって点数付けをして、上位から補助決定をしていくということになります。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

今の説明ですと、一件 100 万円掛かるうちの 52 万円の計上ということになりますので、負担としては 52 パーセント町が補助金を出されるというように解釈したがやけど、それと違うがでしょうか。それとも、7 件分が 52 万の追加になるのでしょうか。

今、1 件だけのことでお話していただいた、7 件目のやつが約 100 万円の掛かる。そのうちの 52 万というように解釈したらいいのでしょうか。ほんじゃけん、町内の補助金が 50 パーセント超す状態だと思うんです。この私の解釈なりますと。やから、そのへんを分かるように説明、じゃけん要は、町が補助をどれだけ出すか。その、上限なんぼにして出しているのか。そのへんが分かれば。それから何パーセントまでを出すのか。一つの工事に対してどれだけ、100 万もあれば 150 万もあるかもしれませんので、そのへんの説明をお願い致します。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

私の答弁がちょっと不十分でした。

実際、決定した 6 件につきまして、決定額が 452 万円になっております。

残りが、予算 500 万に対して 48 万円の残る金額になりますので、7 件目の除去事業費の申請額が 100 万円ということになっておりますので、差額の 52 万円を補正をさせていただくということでございます。

補助の上限につきましては、その申請額の 8 割を上限をし、最高で 100 万円の補助ということになります。

以上です。

議長（山崎正男君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、8 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、9 款の質疑はありませんか。

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

防災費ですが、19 節負担金補助及び交付金ですね。この木造住宅の耐震の工事費、それから設計の工事費、設計費。そして、ブロック塀のこれありますが。

これは、まあ追加ですけども、今年度の申し込みにもう大体これで足りるのか。それとも、足りないけど、もう今年度は予算の関係でこれだけになってるということなのか。

その点をお尋ねします。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

ご質問にお答えしたいと思います。

今現在、予定件数として、繰越分も含みますけども、耐震の設計の方で 189 件、工事の方で 161 件、ブロック塀で 25 件の予算を確保しているところでございます。

ただ、今後の見通しに関して事業者等の方から、これだけの申請がありそうだといいことが出てきております。それに対応するために、その戸数等を今の現時点で見込んだところ、今、今回の補正で計上してる分が不足してるという形で、今回の補正で計上させてもらいました。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、9 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、10 款の質疑はありませんか。

中島君。

8 番（中島一郎君）

15 の工事請負費 116 万 2,000 円、そして下段の 18 備品購入費、これは共同事務支援室設置工事ということですが。

この部分には、教員の勤務体制の問題が昨今問われる中で教員の負担軽減を図るということなんですが、これは全校に設置するのか。

そして、この部屋の利用とか活動方法について、よければ回答お願いしたいと思います。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

ご質問にお答えしたいと思います。

まず、共同事務支援室の設置場所でありますけれども、大方中学校の教室を活用して設置をしております。で、そこに現在配置をしている事務職員の数のうち、2 名の者を共同事務支援室の職員として配置をしたいというふうに考えております。

設置の理由と致しましては、各学校事務の方が同一の事務を、各学校ごとにやっているという事務等も多数

ございます。そういう部分については共同をして一括をして事務処理をするということで、各学校での事務負担を軽減することによって、その分の時間を教員のさまざまな支援でありますとか学級運営のサポートをするという方の労力に回していただくことによって結果的に教員の多忙化の解消等にもなるかということで、共同事務支援室を設置をするということと。

それから、どうしても学校の事務員さんというのは各学校に基本的に1名しかいらっしゃいません。従いまして、どうしても先輩からいろいろ事務のやり方を習って、スキルアップをしていくということがなかなかできない環境にございます。従いまして、共同事務支援室を設置することによって、そういう後輩への指導等も含めて、学校事務職員のスキルアップも含めて、共同事務支援室の設置をしたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

ほかにご質問ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、10 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、11 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、11 款の質疑を終わります。

次に、第2 表繰越明許費補正についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、第2 表についての質疑を終わります。

次に、第3 表地方債補正についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、第3 表についての質疑を終わります。

これで、議案第53 号の質疑を終わります。

次に、議案第54 号、平成29 年度年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第54 号の質疑を終わります。

次に、議案第55 号、平成29 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第55 号の質疑を終わります。

次に、議案第56 号、平成28 年度黒潮町立新佐賀保育所（仮称）新築工事（建築主体）の請負契約の変更契約の締結についての質疑はありませんか。

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

変更増額項目一覧の、増額の方のAの6、Aの7、Aの11についてですけども、主に聞きたいのが。後から追加ということは仕方がない面もあるとは思いますが、追加するっていうのは何かと経費がね、余分に掛かるもんです。

それでAの6ですね、保育室の掃き出し窓の前の、保育室内に安全を考慮して可動の安全柵を追加と。こういうことはやってみるまで分からなかったものなのかな、少々検討不足じゃないかなという私の、まあ素人の考えですけど、そういうふうにしたのでその点をお聞きします。

それから、Aの7番ですけど、2、3歳児保育室に間仕切り家具の可動を追加したということですが。これもですね、それまで分からなかったものなのか。それまではこの可動する家具は用意してなくて、やってみて初めてこれが出てきたということなんでしょうかね。これもやはり最初の検討、そこまで行き着かなかったものなのかということです。

それから、Aの11番ですけども、これは遊具の追加ですね。これは、ブランコ4人分、太鼓橋、鉄棒、すべり台、タイヤ、ボルダリングの追加とありますが。これは最初から、保育所というのはこういう遊具が必要ですけども、こういうものを用意しなかったのか。

それから、その上に、この園庭の北斜面は現況では遊び場としくいと判断したためにこういうものを追加したということで。これは、この北斜面があれば、こういうふうにならなかつたら追加しなかったのか、ちょっと分からないもんですから。どうしてこれが追加になったのかと。やっぱりこれらも、設計時で考えられなかったものかなというふうに思いますが。

その点をもう少し詳しく説明をお願いします。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それではご質問にお答えを致します。

まず、変更理由の番号、Aの6、乳児安全柵の追加でございますけれども。

当初、設計に係りましては、保護者の方から十分お聞きをして設計を致しました。当然、職員からもヒアリングをしながら設計をしたわけですけども。当初の設計ではあまり問題視されてなかった部分につきまして、施工をする段階で協議をしていく中でより安全性を高めたいという現場のご意見を反映をして、乳児安全柵の追加をさせていただいたということになりました。

それから、Aの7、間仕切りの家具の設置でございますけれども。

今、新佐賀保育所の定員は一応70名を予定しております。しかし、0、1、2、3、それぞれ年齢に応じて受持人数が非常に変動が大きくしてございまして、完全に仕切ると部屋が非常に使いづらいということで、広い部屋を仕切るような形で使わないと、それぞれの年齢に応じた部屋の割り振りがしづらいということがございまして、より柔軟にその間仕切りをしながら、各年齢に応じたクラス編成といいますか年齢別の保育室の編成、これをしたいということで間仕切りの可動式の家具で仕切るような形で追加をさせていただいたということでございます。

それから、Aの11の遊具の追加でございますけれども。

ここに書いてますように、当保育所はかつて伊与喜保育所の跡地でございますけれども、かつて伊与喜保育所を使用するときには、北斜面、これが樹木の生えた山の斜面になっておりまして、ここで子どもたちがその自然形状を利用してよく遊んでいたということがありました。で、その当時のことをよくご存じの保育士

さんからもぜひそこを活用した遊び場としたいという要望がございまして、あまり既製の遊具等については検討をしていなかったというのが現状でございます。

ところが、現実、建築をしながら現況把握をしますと、やはり最近では有害鳥獣が、イノシシ等が出現したりとかいろんなリスクが考えられますので、やはりそこだけで遊ばせるのはいかなものかというようなことも議論もありまして、どうしてもやっぱり既製の遊具を設置をする必要があるということで、現況を考慮しつつ現況に合わせたような形で、この新たに遊具を追加をさせていただいたということでございます。

説明は以上でございます。

議長（山崎正男君）

ほかに質問はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号、高知市及び黒潮町におけるれんげいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第57号の質疑を終わります。

これで、質疑をすべて終わります。

ただ今議題となっております、議案第48号から議案第57号までは、お手元にお配りしております委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 10時 14分